

公益社団法人 日本美容医療協会

入会申込書の手引き

入会の申込の方は、所定の申込書に写真を添付し、下記の要領にしたがってご記入の上、協会事務局宛てご提出下さい。

なお、どの会員申込資格を有するかは、後記の参考資料にてご判断下さい。

記

(I) 入会申込書の記入要領

1. 入会申込書の記入事項は、楷書ではっきりと記入して下さい。
2. 発送年月日は、この書類を協会宛投函する日付として下さい。
3. 会員種別については、該当するものに○印をつけて下さい。
4. 本協会の会計年度は4月～3月です。入会年度を所定の欄に必ず記入して下さい。
5. 希望通信先（郵便物送付先）は、所定の欄に必ずチェックして下さい。
6. 出身大学は最終卒業学校名、卒業年を記入して下さい。
7. 本協会以外の所属学会について、認定医（専門医）の資格を有している場合は、所定の欄に必ずチェックし認定番号を記入下さい。
8. 推薦状の推薦者は、協会の正会員2名とし、正会員歴10年以上であることが必要です。また、入会后会員が協会に対して不始末があった場合、推薦者の信義が問われることがありますので、推薦者氏名は必ず推薦者自身が自署して下さい。
9. 全ての会員は、入会時に本協会の趣旨を遵守する誓約書を添えていただきます。
10. 入会申込書以外に下記の書類を添付して下さい。
 - (1) 医師免許証の写し ※賛助会員の場合は不要
 - (2) 正会員として申し込む場合
 - (イ) 開業医 日本医師会会員を証明する書類
6年間の臨床経験を証明する書類
日本形成外科学会専門医証の写・日本美容外科学会専門医証の写・保健所へ申請した書類等の写
 - (ロ) 勤務医 6年間の臨床経験を証明する書類の写
日本形成外科学会専門医証の写・日本美容外科学会専門医証の写・在籍証明書等

(II) 入会の諸手続について

1. 会員入会の可否は、本協会の会員委員会において審査し、理事会にて承認します。理事会は年に数回開かれておりますが、入会のお申込をいただいてから理事会の承認まで数ヶ月を要する場合がありますので、予めご了承下さい。
2. 入会金及び当該年度の会費については、理事会の承認後、請求を申し上げます。入会金及び当該年度

の会費の入金後に、はじめて正式に会員となっていただけます。

以上

会員資格参考資料

定款より

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 ①この法人の目的に賛同して入会した日本医師会の会員であり、かつ、美容医療に従事する医師であって美容医療に関する臨床経験を6年以上有する者
②①に掲げる者のほか、理事会で別に定める美容医療に従事する医師
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した美容医療に関連した医療に従事する医師であって正会員の資格を有しない者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

会員入会細則より

第2条 定款第5条第1号第2項における理事会で別に定める事項は、美容外科、形成外科の美容医療に6年以上従事する勤務医であって、その間形成外科の専門医のもとで形成外科の研修を4年以上修め、正会員入会后5年以内に日本医師会の会員となる者とする。

定款施行規則より

(入会申込書)

第3条 定款第6条に規定する入会申込書は、公益社団法人日本美容医療協会所定の様式による。

(入会の手続き)

第4条 この法人の会員になろうとする者は、正会員10年以上の会員2名の推薦状を添えて、入会申請をしなければならない。

会費規程より

(総則)

(入会金)

第2条 正会員、準会員及び賛助会員の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 2万円
- (2) 準会員 1万円
- (3) 賛助会員 10万円

(会費)

第2条 正会員、準会員及び賛助会員の会費は、年額次のとおりとする。

- (1) 正会員 開業医 5万円 勤務医 1万2千円
- (2) 準会員 開業医 1万2千円 勤務医 7千円
- (3) 賛助会員 12万円